

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の85以上100分の140以下（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の118以上100分の190以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の75.5以上100分の85未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の104以上100分の118未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の67（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の67未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92未満</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合において</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の85以上100分の140以下（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の112以上100分の180以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の75.5以上100分の85未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5以上100分の112未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の67（特定幹部職員にあっては、<u>100分の87</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の67未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の87未満</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超（特定幹部職員に</p>

は100分の35超（特定幹部職員にあつては、100分の45超）、12月に支給する場合においては100分の40超（特定幹部職員にあつては、100分の50超）

(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合においては100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満）、12月に支給する場合においては100分の40未満（特定幹部職員にあつては、100分の50未満）

2 [略]

別表第1（第5条の3関係）

給料表	職員	加算割合
[略]		
教育職給料表(1)	[略]	
教育職給料表(2)	職務の級3級の職員	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

あつては、100分の45超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満)

2 [略]

別表第1（第5条の3関係）

給料表	職員	加算割合
[略]		
教育職給料表(1)	[略]	
教育職給料表(2)	職務の級3級及び特2級の職員	[略]
	[略]	
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。